

会 議 概 要

会 議 の 名 称	令和2年度 第4回久喜市公共施設個別施設計画検討委員会
開 催 年 月 日	令和2年12月7日（月）
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後2時00分から午後4時00分まで
開 催 場 所	鷺宮総合支所 404会議室
議 長 氏 名	会長 石上 泰州
出席委員（者）氏名	石上 泰州、大平 希美、岡安 正知、折原 憲司、川島 孝、 進藤 律子、鈴木 弘道、中山 敦貴、増淵 将
欠席委員（者）氏名	小島 比ろ子
説 明 者 の 職 氏 名	アセットマネジメント推進課 課長補佐 兼管理・計画係長 安藤 孝浩
事務局職員職氏名	財政部長 小林 広昭 財政部副部長 川名 健一 アセットマネジメント推進課長 野川 和男 アセットマネジメント推進課 課長補佐 兼管理・計画係長 安藤 孝浩 管理・計画係 主事 井高 璃子 株式会社パスコ 公共施設マネジメント課 柴田 貴裕、堀江 瑤子
会 議 次 第	1 開会 2 議題 （1）個別施設の方向性について （2）公共施設個別施設計画の素案について （3）その他 3 閉会
配 布 資 料	・ 次第 ・ 資料1 個別施設に関する適正配置の方向性について （令和2年12月7日現在案） ・ 資料2 久喜市公共施設個別施設計画構成案
会議の公開又は非公開	公開
傍 聴 人 数	1人

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

○第4回久喜市公共施設個別施設計画検討委員会

1 開会

司会（野川 課長） 皆さん、こんにちは。委員の皆さまにおかれましては、お忙しいところご出席をいただきまして、ありがとうございます。

定刻になりましたので、「令和2年度第4回久喜市公共施設個別施設計画検討委員会」を開会させていただきます。

開会に先立ちまして、現在の出席委員についてご報告申し上げます。委員10名中8名がお見えになっており、過半数に達しておりますことから、本委員会につきましては、久喜市公共施設個別施設計画検討委員会条例第6条第2項の規定により、成立いたしますことをご報告申し上げます。

なお、小島委員におかれましては、欠席のご連絡をいただいているところでございます。また、中山委員におかれましては、ご到着が少々遅れているものかと存じます。

それでは開会にあたりまして、石上会長からご挨拶をいただきたいと存じます。

石上会長 皆さん、こんにちは。大変お忙しい中ご参加いただきまして、改めてお礼申し上げます。今回は時間を超過してたくさんご協議いただきました。今回も引き続き、前回ご検討いただいた適正配置の方向性について、ご確認をしていただきます。また併せて、施設計画の素案についてご提案がございますので、ご議論を頂戴する予定でございますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

司会（野川 課長） ありがとうございます。

それでは、審議に移らせていただきます。会議の進行につきましては、久喜市公共施設個別施設計画検討委員会条例第6条第1項の規定に基づきまして、会長に議長をお願いしたいと思います。それでは、石上会長、よろしくお願いいたします。

2 議題

石上会長 それでは議題（1）「個別施設の方向性について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局（安藤 課長補佐 兼係長） よろしく申し上げます。
では、資料1「個別施設に関する適正配置の方向性について（令和2年12月7日現在案）」をご確認ください。前回の検討委員会からいくつか変更があった点について、ご説明したいと存じます。

4ページをご覧ください。行政系施設の一覧でございます。一番下の東京理科大

学跡地は、売却ということで、市の方針として議会等で表明がありました。そのため、普通教室棟は4ページでございまして、特別教室棟は26ページの普通財産の一番上にありますが、これらはともに公共施設として使用しないというのは前回までにお話しした通りですが、建物自体は譲渡ということで、2021年のところが今まで検討となっていたものを譲渡と変更させていただきました。内容については、検討から譲渡に変えたというところです。

続きまして、15ページをご覧ください。学校教育系施設ということで、小・中学校の記載がございまして、前回の委員会で、小・中学校の統廃合の具体化とスピードの関係、また、学区の関係についてもお話をいただきました。こちらについて教育委員会事務局に確認をさせていただいたところ、統廃合の具体化については、「保護者、地域住民、学校関係者へその必要性を十分説明し、相互理解を図るとともに、より良い教育環境を整えるため共通の視点を持って進める」という規定があるということで、このようなプロセスを踏まない段階では具体的な見通しを示すことが難しい、という話でございまして、前回お示しした計画を変更することは難しいという回答をいただきました。ただ、前回の検討委員会におきまして、学区については旧1市3町の区域にとらわれることなく柔軟な対応を求めるというご意見をいただきました。そのため今回の資料では、もともと旧久喜、菖蒲、栗橋、鷺宮として目標校を何校、とそれぞれ規定していましたが、それを15ページの右側の四角の中に赤字で書いておりますが、久喜市内全域の小学校の目標数として、現在数と期別の目標数を、いわゆる久喜市内全域での目標数ということに変えさせていただきました。同様に16ページにつきましても、小学校の記載となっておりますので、15ページの再掲をしております。15ページと16ページが小学校の内容になります。

17ページは中学校ということで、中学校の現在の久喜市内の目標数、現在から第4期まで、市内全域での目標数を記載しております。学区、旧1市3町を越えて検討の目標数ということにさせていただきました。

学校については以上でございまして。

続いて25ページをご覧ください。市営住宅でございまして、前回、市営住宅の早期除却について検討を、というご意見をいただきました。所管課とも協議をさせていただきまして、計画を前倒しで行うということにさせていただきました。柳島団地と松永団地を一マスずつ、柳島団地は第2期の前期だったものを第1期の後期に、松永団地は第1期の後期だったものを2025年に、一マスずつ左に寄せて、早期除却に向けての手続きという内部決定をさせていただきました。また、廃止予定施設は利用頻度等を踏まえて早めに除却を、という意見をいただきました。この辺りは計画を見ていただくと、5年くらいのスパンで前期、後期と、10年程度のスパンで第3期、第4期となっておりますが、そのマスの同じ中でできるだけ早く除却するということを市として対応して取り組んで参りたいと考えております。マスとしては変わっておりませんが、そういうかたちで進めていきたいと考えております。

資料1の変更点については、以上でございまして。

石上会長

ありがとうございます。

前回ご検討いただいた中でご意見がございました。それを踏まえて、事務局で関係部署と調整をした結果、いくつかの修正がございました。一つは東京理科大学跡地について、これはこちらからということでやったものではないですが、検討という表現が譲渡というかたちで明確に方針が定まったということでもあります。学校の統廃合につきましては、他の項目と同じようなかたちで個別に具体的な計画を、という強いご意見がございましたが、なかなか教育委員会としても法令等に基づいた手続きがあるということで、これ以上の具体的なことは出せませんということのようでございますが、目標数についてはこちらできちんと確認の上、数字ですね、小学校、中学校それぞれ目標値がございましたので、これを計画の目標としたいという趣旨でございます。それから25ページの市営住宅につきましては、市営住宅に限らなかつたと思いますが、廃止・除却の方針が決まっているものについてはもう少しスピード感をもって対応できる場所はすべきではなかろうか、というご意見があったと思いますが、これを受けて、市営住宅については一マスずつ前倒し、一マスといっても5年くらいでしょうか、前倒しで進めていくというような話だと思います。今ご説明があった点も含めまして、ご意見・ご質問等がございましたら、忌憚なくどうぞよろしくお願い申し上げます。

増渕委員 今の、事務局から15ページ16ページについて、教育委員会に話を聞いたとのことですが、ちょっと言葉、単語が全然記憶に残らない、イメージ的には残っているが記憶には全部は残らなかつたので、議事録に残すようなことではないかもしれないが、後でメモでその辺りのことをいただけたらなど。

石上会長 もう一度、ご説明していただきましょうか。

事務局（安藤課長補佐兼係長） 学校の関係を再度確認させていただきます。教育委員会での確認内容でございますが、我々の方から、計画の具体化はできないかということ、スピードが遅すぎるのではないかと、この辺が前回の委員会で委員さんから言われたことでしたので、質問させていただきました。回答としては、統廃合を具体化するには規定がございまして、保護者、地域住民、学校関係者へその必要性をまず十分に説明して、相互理解を図る、ということが前提条件、必須条件ということでした。また、より良い教育環境を整えるための共通の視点ということで、学校の統廃合を地域全体としてもいいだろうという共通見解がないと進められないということへの規定があるということでございます。今このようなプロセスを、例えば今話に挙がっていない、A学校、B学校でやっていない状況ということですので、具体的にその段階でA学校を選択します、とかB学校に統合しますというかたちの見通しを示すことが難しい、ということで教育委員会から回答があったところでございます。

以上でございます。

石上会長 お話のとおりでございます。

増淵委員 イメージ的になんとなく分かりました。

鈴木副会長 学校の問題の進捗ですが、当初お話があって、公共施設の60パーセントは学校教育関係の施設だというお話を聞きました。私は直感的に、学校の問題だけすれば60パーセントはもうこの計画はいいのだ、という概念を持っていました。やはり、私はある学校の運営委員をしているのですが、統廃合のアンケートをやるかという話が去年の9月、1年前くらいにありました。その後、学校ももう考えているのだと、あとはやることを期待していても、そのあと何もない。どのように進捗しているのかは分からないが、一番はやはり保護者や地域の意見というものは非常に大きいのかなと思います。その意味ではやはり早め早めに。校長の発想は良かったのですが、その後の実行はどういう経緯かは分からないがやめてしまった。そういうことがあるので、いつまでということができればいいのですが。なるべくそうして、尻を叩くのがどこのセクションなのかは分からないが、これを全部やるのにはその辺が一番大事なのではという気がします。

石上会長 ありがとうございます。その他学校関係につきまして。

折原委員 資料の見方についての確認をさせてください。

(15、16ページ) 右側の赤字で第1期に3校減らす、23校から20校、小学校の話です、検討を2021年に始めるのが5校ある。5校の検討を始めて着地は20校を目指していく。中学校も同じように、2022年までには1校に集約化を目指していくという中で、話し合いが必ずしもスケジュール通りにいかない可能性もあるので、5つ出して3つという考え方で順番にやっていく、という解釈でよろしいでしょうか。

石上会長 ありがとうございます。

個別に集約化あるいは検討と書いてある赤字の数字との関係はどのように、ということですが。

事務局（安藤課長補佐兼係長） 小学校3校が、現在の第1期が令和11年度までですが、現段階で確定しているのは江面第一小学校と江面第二小学校の統合は確定していて、次の4月から江面小学校として、1校減となります。教育委員会としては新校を作ることによって江面小学校としていますが、江面小学校ができる代わりに江面第一小学校と江面第二小学校がなくなることになります。また、16ページの小林小学校、栢間小学校の検討が、12小林小学校は令和7年度に学級数が5ということで、前回もお話しましたが、複数の学年が1つの学級で学習しなければならない複式学級が誕生することがもう見込まれているということです。なので小林小学校、栢間小学校は地理的に近いということもありまして検討に入っているということです。また、21上内小学校なんですけれども、こちらは先ほどの小林小学校よりもかなり少なく、令和4年の段階で学級見込み数が4学級となります。6学年に対して4学級ということで、複式学級が2つ見込まれるということがほぼほぼ確定している状況でございます。なので地理的に

も近い鷺宮小学校との統合というかたちでの検討を進めるということで教育委員会は考えているということです。ただ一点申し上げますと、19鷺宮小学校と21上内小学校、34鷺宮西中学校が地理的に近い関係にあるため、市では現在この3校で小中一貫校という義務教育学校を作るという構想もあるということです。鷺宮地区については少し変則的ともいえますが、新たな義務教育学校を検討することもあるということです。

以上でございます。

折原委員

ありがとうございます。

前回、配置図を見せていただきましたが、イメージとしては6つある学校を3つにするとき、残す学校を大きい学校という条件だけにすると、その3つがくっついた状態で実際のエリアから真ん中の人は近いが外の方は遠くなるようなことがないように、エリアを越えたかたちにさせていただいてすごくよかったなというふうに感じました。

以上でございます。

石上会長

ありがとうございます。

ちなみに義務教育学校になった場合は、学校の数としては、中学校が11校から9校に2校減る場合、28菖蒲中学校と29菖蒲南中学校が一緒になると1つ減って、34鷺宮西中学校が義務教育学校になると中学校としては1つ減るということでしょうか。

事務局（安藤課長補佐兼係長）

補足させていただきます。小学校、中学校、義務教育学校というものは、数え方としては小学校、中学校、義務教育学校がそれぞれいくつ、というようなかたちになります。数え方は煩雑になりますが、別の学校という数え方をすると聞いております。

石上会長

小学校が3つ減り、中学校が2つ減り、義務教育学校が1つ新設される、という計算ですね。

ということで、第1期2029年までの計画は具体的な学校名も含めての計画だろうというところですが、その先第2期以降は数は示されておりますが、どこどこがどうなるかは未定ということでございます。ちなみにこの数字は教育委員会の然るべき何かで機関決定されているのでしょうか。

事務局（安藤課長補佐兼係長）

教育委員会事務局の方では、この数字が回答としても事務局同士でやりとりをしたという結果にはなっております。

増淵委員

今の学校ですが、保護者等への意向調査という項目があって、それが今書いているのは12小林小学校、21上内小学校、34鷺宮西中学校、この3校だけですかね。というのは、冒頭に私が質問した保護者と話しながら進めていく問題で、時系列でい

った場合に、最初の2、3年でやるなら、最大で1年生に入った保護者が6年間はPTAをやっているからいろいろその話があるのですが、どんどん卒業して次が戻ってくるから、その辺のところ、保護者の話を聞きながらというやり方が、減っているところと増えているところを同じように聞いて一斉にやっっていけないと、本当の話がまとまらない、と少し気になります。

石上会長 この意向調査というのは、学級の見込み数が6学級になるであろうということを教育委員会が何らかのかたちで想定して、そのあと、6に減る学校についてのみ意向調査が行われる、という理解でよろしいでしょうか。

事務局（安藤課長補佐兼係長） 現行の教育委員会の考え方でございますけれども、今会長がおっしゃられた通り、15ページ等にある四角の囲いのところ、「また、令和8（2026）年度までに通常学級見込数が6学級となる学校については、保護者等に意向調査を実施の上、その結果を踏まえて統廃合等を検討する。」という回答がございました。こちらについては、令和8（2026）年度の人口動態と地域別の出生の状況等を見まして、令和8（2026）年度の段階でクラス数がいくつになるかという表を教育委員会でまず作ったということです。その段階でクラス替えができない状態である6学級になってしまう学校につきましては、保護者等に意向調査を見込める段階でやっていく。そのタイミングがいつなのか示されているわけではないので、その辺のご説明が難しいのですが、いずれにしても保護者等に意向調査を実施して、その結果を踏まえて統廃合に向かっていくとしております。

石上会長 「また」以降の、これから意向調査を行います、というのは、ここで既に検討と書いてある学校とは別に行う、とのことでよろしいでしょうか。

事務局（安藤課長補佐兼係長） そうですね、別です。

石上会長 ここで検討とか集約化って書いてあるのは、もう既に統廃合を第1期中に目指すことが確定している。それの他に、6学級未満になりそうなところはこれから。それが第2期以降の対象になる、第1期中ではなくて。

増淵委員 そうすると、最終的に9校減だから、今3校具体的な方向性が出ているので、あと残り6校は、数字的には分かっている学校があるわけですね。それはどこですか。

（中山委員到着）

事務局（安藤課長補佐兼係長） 基本的に6学級になっている学校を挙げますと、上から5清久小学校、7青葉小学校、10久喜北小学校、11菖蒲小学校。そして12小林小学校は先ほど申し上げましたが令和7年度だけですが5学級になっています。そして13三箇小学校、14栢間小学

校、17栗橋西小学校。そして21上内小学校は先ほど申し上げました通り複式学級が早期に見込まれます。

中学校ですが、同じく12から18が適正学級となっております、6学級という意味では、25久喜南中学校、そして統合が今後決まっております29菖蒲南中学校、そして31栗橋西中学校、34鷲宮西中学校。これらが6学級ということになります。

以上でございます。

石上会長 6学級になるところは、意向調査が始まっているのか。

事務局（安藤課長補佐兼係長） それはこれから行うこととなります。6学級を下回る学校の保護者に意向調査をするというのは、先ほど申し上げました規定にありまして、それが久喜市立小・中学校適正規模・適正配置に関する基本方針に記載されています。6学級になる学校については保護者に意向調査をする、というのがそこには明記されております。

石上会長 具体的にどの学校というのは。

事務局（安藤課長補佐兼係長） そこはまだ具体的には進んでおりません。

石上会長 という状況だそうです。ようやく整理ができてきましたが、平成29年に審議会で決まった統廃合の検討対象、これは青いラインのところに乗っている学校ということでございます。それとは別にですね、今後、人口動態等から、学級数が減ってくるということがほぼ見込まれる学校については、これから保護者への意向調査を行った上で、統廃合を検討するということですが、その対象となっている小・中学校も、リストアップは既にされていますが、市民の皆さま方に問う状態にはまだなっていないということです。その辺り、そういう状況であるということ踏まえて、我々としてご意見を申し上げられればと思います。

なかなか個別の学校名について、この場で何かを積極的に発信するのは、事実上難しいと思います。その辺を踏まえてどのようにするか。

今日の議題の中で、これが市の案となりますが、それに対して我々アセットの委員会としてどのようなことを希望するか、要求するかということをご議論いただきたいと思っております。また、そこで改めてご検討いただくということでもよろしいでしょうか。

中山委員 二重に聞いていたら申し訳ないのですが、意向調査って具体的に何を聞いているのですか。

石上会長 意向調査は、例えば既に審議会で最初の第1期でやることが決まっている意向調査は、そこも意向調査は行われているわけですね。

事務局（安藤課長補佐兼係長） はい、決まっているところは、基本的には意向調査が済んだ学校です。

中山委員 意向調査の内容は。

事務局（安藤課長補佐兼係長） 分かる範囲で説明させていただきます。

中山委員 6学級の学校につきましては、生徒数の動向を注視しつつ、保護者等を対象に学校統廃合等に関する意向調査を実施する、となっております。学校統廃合について、是とするか非とするかということでのアンケートと考えております。

中山委員 既存のままでいくか、まとめるか。

事務局（安藤課長補佐兼係長） そうですね。基本的に学校統廃合に賛成かどうかというかたちのアンケートになります。

中山委員 でもそれって反対にいちやいますよね、みんなね、基本。だって不便になるわけだから。

石上会長 アンケートの対象は、在校生の保護者ですか。

事務局（安藤課長補佐兼係長） すみません、確定したことは申し上げられません。

中山委員 遅れてきて申し訳ないのですが、何をお伝えしたいかということ、なくなると困ることは困るわけですから、そういう聞き方になると、そこでこういう数値をアセットで出したとしても、結局逆戻りしちゃうような気がします。意向調査も、進めまず、進める上で皆さんのご不便を和らげたいからそういうご要望はありますか、というのならありますけれども、まずは最初に進めるか進めないかということからの意向調査になると、いや、進めない方がいい、とみんななりますよね。

石上会長 現実問題として既に第1期中で減らすということが事実上決まっておりますので、必ずしも意向調査に基づいてみんなが反対しているからやらない、というようなかたちでもないようですね。でもおっしゃる通り、現に学校に通っている保護者に統廃合を聞けば、それは反対になるだろうということですよ。

中山委員 そこをもう少し協力的に、もうやりますという前提でないと、結局後戻りというか、現状のままでいきましょう、となってしまうので、もう財政的に無理なのでそこは皆さんご勘弁ください、という前提のもとに、ただ財政面だけで考えて統廃合を進めるといろいろな弊害がありますから、その弊害を少しでもなくすために皆さんの意向をお聞かせいただけますか、というのなら分かると思いますが。多分結局

ここで示してもまた逆戻りになる。アセットとしてそこまで考えるべきではないのかもしれないけども。こういう意見は結局、私も他で経験したが、結局話をして、そのときはああそうです、となるが結局戻ってしまい、何だったのだろうと。現場に戻されるとそこでいろいろ声が上がり、結局進まない。外部の専門家がいくら言っても。そこが、一番私が懸念しているところなのですよね。

進藤委員

今まさに、菖蒲中学校と菖蒲南中学校が統廃合となりますが、こうなるまで本当に大変でした。その年に入る子だけでなく何年度に入る子にもアンケートをとって、最初はやはり真二つでした。菖蒲南中学校は、そんなの大変だからやるな、と、その都度教育委員会の方が来て細かい説明をしてくれて、その時も私は見せてもらいましたが、喧嘩腰です。通学はどうする、安全はどうする、バスを出せ、バスはどこからどう出す、制服はどうする、距離がどうでどうこうっていう本当に激しい議論を何回も何回もやって、でもこの子達は同じ社会に出ていくのだからもう少し温かい目で見られないのか、と私は一役員として見ていましたが、その会議をやっていくうちに変わっていくのですね。1つのところで、同じ教育をしながら、最初は少ない人数だから学校の手が届くと。いじめなんかはなくて、教育も素晴らしい教育ができると。でもこっちの学校は大きいからそこに行ったら、今までのような細かい教育ができなくなる。でもそこから、最初はそこがすごく大きくて、でもそのことも、教育委員会の方が、もういろいろなことを言われて、なぜこの人達がこんな事を言われるのだろうというくらい言われながら、説明して説明して、でも最後には、やっぱり統廃合します、と。これからどうしましょうか、何年後にしましょうか、それまでどういうことをしましょうか、と細かく細かく言っていたのですね。そうなるみんながそれと一緒に同じ方向を向くようになったのですよ。じゃあ来年からは中間テスト、3年生は一緒にするよ、と。本当は今年も修学旅行は菖蒲南中学校と菖蒲中学校は一緒の予定だったのですが、駄目でした。では一緒にやることをなにかやらないか、と全部日にちも決まっていたのですが全部駄目になりました。でも今もそれに向けて一生懸命やっています。1つそういう統廃合のかたちをしっかりとつけていけば、他の方もだんだんそれに倣うというようになってくるのではないのかなっていう気はしているのですよね。小学校は、範囲が広いとか徒歩ですから、まだ中学校は自転車があります。それでもバスが出ることになりました。PTAの方々と毎回お話をしたり、あと地域の応援団の方といろいろ話をしながら、制服、運動着、上履き1つ、そういう細かいことを決めていくと段々まわりも納得します。そうか、やっぱりそこまで決まったのだから、もう統廃合しなくちゃいけないね、っていう。そうなってくると、あまりにも通学路が広がってそれが一番どうなるのかな、とそっちの心配をする親御さんが今度はたくさん出てきました。でもそれもバスを出すということで、決着はついたのですが、また始まってみてどういう問題が起きるかもしれません。でもここで1つ、今度小学校も新しいものができます。1つできることによって、やはり統廃合は必要なのだということになっていけば、これからそんなに難しい、それぞれの場所で、いろいろな問題があるかもしれませんが、そうやっていくのかなと感じてお

ります。まさに今私たちはその時期なので、あと3年で一緒になります。すごく片方は少ない農村部の子ども達、片方は町の子も達。その子ども達と一緒にになった時に、どんな問題が起きるかというのはありますけど、そこをまた委員会さん方のいろいろな考えでやっていってくれるのかなと期待しています。

石上会長 ありがとうございます。

増渕委員 今ここで議題になるのは行き過ぎかなと思ったのですが、来年すぐ江面小学校が新しい学校に統合する、一応統合という成功事例ですよ。ですから、いろいろご検討されたと思うので、これからいろいろな学校で出てくるということを前提にすると、多分事務局の方で、スタンダードのマニュアルができていないか、とっている。それによって、地域特性があり、あるいは個性的な学校もあるから、それを多少修正して話を進めるという方向なのではないのかな。その方が、いいよね。

中山委員 ちょっとお聞きしたいのですが、アセットで言った意見について、教育委員会は、要するにリーダーシップを発揮してそこまでやってくれるのですか。結局現場優先の考えを、いろいろなことを聞いて戻ってしまうのか、教育委員会がどこまでリーダーシップをとって統廃合を進めてくれる意欲ってどうか、教育委員会さんにとっては耳が痛い話なので、なかなか難しいと思いますがその辺はどうなのか。

増渕委員 当然、教育委員会がリーダーシップとるのだろうね。

中山委員 そこまで踏み込んで、アセットの意見を聞いてくれるかどうか、ってところですよ。

増渕委員 それはあるのではないかな。一応は言って、その通りになるかどうかは別にして。

中山委員 どうなりますかね、そこは。

事務局（安藤課長補佐兼係長） 教育委員会としても、学校が小規模化することによる子ども達への起こり得る影響というのは十分理解しての話なので、小規模化する前に何らかの手はずをとりたいというのはあるので、統廃合はやはり進めなければいけないという認識は強く持っています。その上で中山委員さんがおっしゃるように、アセットのこういった計画で、決めていただけるならば、やはりアセットの本部、我々副市長をトップとした会議も持っていますので、そういったところで必ず進捗管理はさせていただきたいと存じます。

石上会長 おっしゃる通りですね。この手の問題は、かなり改革が進めにくいところがござ

います。一応、現在23校11校あるものを、教育委員会で頑張って減らしていくということで、そのために今進藤委員さんがおっしゃったように、かなり丁寧なことをなさっている、と。これを仮に1校も減らさないという計画でしたら、我々としてもそれは強く、どうなのでしょう、と申し上げるべきところかと思いますが、ですからこのペースでの統廃合とかですね、我々は個別に見ているわけでもないので、全体的な視点からですね、この20から30年で23校を14校にするという目標について、全体としてどのように評価するか、というところがあると思います。そこについて、いやこれではピッチが遅いし、最終的に目指すべき学校数が多すぎる、ということなのか、まあだいたいこんなところか、ということなのか。その辺の印象を我々が共有できればそれが生きる、反映させていきたいと思います。

折原委員

小学校23校を14校、中学校11校を7校。34校を21校というのは、21校になって、2020年の春日部市の生徒児童と学校数のバランスにやっと追いついたぐらいの感じが現実であります。県のPTAの連合会に行っても、こういったところの会議を提案しても無頓着で、誰かがやってくれるのではないか、おねだりおまかせ民主主義みたいな感じになっているのが現状でして、こういったかたちで、ポイントはスピード感だと思うので、それができるようにするためにも、注意したいものが適正規模という基準。法律に則って学校が配置されている中で、1クラスを30人にすると文部科学大臣が言ったりして、人数を減らして、学校の適正という言葉もコロナ禍でどうなるか、っていうところも見ながらアンテナを張りたいたいと思いました。

石上会長

確かにこのペースで最終的な当面のゴールとしてこれが妥当なのかどうか、なかなか難しい。春日部のお話をいただきましたが、他所の自治体さんと比較して、同じぐらいの人口で同じぐらいの面積の市が、大体いくつぐらいの小学校中学校で、まわしてらっしゃるのか、というようなことは大いに参考にしたいと思いますが、やはり多いですか。

事務局（安藤課長補佐兼係長）

生徒数児童数に比べまして学校数が多いところです。第2回検討委員会で、あるべき値の数字を申し上げました。あるべき値の数字については、小・中学校合わせて21校の計算だと思いますが、それについては12学級を適正とした場合の児童数で、12学級を維持する学校数ということで計算していますので、これが標準的な数字になるのかなとは思っております。

石上会長

ということで、忘れがちですが、あるべき値をご検討いただきました。あれは他所様との比較等を加味された数字だと思いますので、ゴールとなるべき14校という数字そのものは、それほど遜色がないといえますか際立って多いということではない。となりますとスピード感ですね、ペースが果たして妥当かどうかとかいうような。小学校の場合は14校となるのが第3期というのは、2039年と2047年と大分差があります。早ければ20年後、遅いと37年後。相当先の話になる。ですからもし皆様との間で、もう少しスピード感をもった方がいいのではないかというご意見が共

有されるのであれば、そういうご意見を、この委員会として申し上げます、いうことは可能だと思いますし、あるいは14校と7校というゴールそのものが多いということであれば、あと少しという見方もあると思います。くどいようですが、具体的にこことここ、という話はここではなかなかしづらいので、最終的なゴールとそのスピード感、その辺りについて、ご意見が集約できればご意見申し上げるということになるかと思えます。

増渕委員 今の話で、小学校の場合だと長いスパンで見っていますが、子どもの出世率まで多分見込んで、人口動態を出していると思いますが、その人口の推移に沿った計画なのか、それともそれはさておき、早くに減ってしまうけれど統合したりするのは時間をかけてやっていくのか、どちらになっているのですか。

石上会長 あるべき値の設定そのものは、もう人口が減ってしまったところですので、人口が11万人という想定になっている。

増渕委員 スパンが長いのは、人口減少に時間がかかるからですか。

鈴木副会長 年度ごとの人口推移に応じている。
総合振興計画だと、ローリングする仕組みとなっているよね。

石上会長 ただし教育委員会の独自の目標値ですので、アセットの事務局のあるべき値とはちょっと違うところだということ。

増渕委員 要は、先ほど鈴木委員がおっしゃるように、学校が6割ということからいくと、これが一番確かにによくやらないと最終的な答えが、解決が、達成が、という意味ではよく検討しておかないといけない。

鈴木副会長 この総合管理計画の中に、人口将来見通しということで20ページに書いてあるこの数字に基づいていると思うのだが。ですからやっぱり、人口動態の予測に基づいての数字から来ているのだろう。

増渕委員 少なくとも、あるべき数字に基づいてやっているという前提で考えなければいけないですね。

石上会長 だからこそ、こんなに減らさなければいけないということですね。

増渕委員 事務局へ。最初の教育委員会の説明の中で、学区を廃止するのか廃止したのか、現在形か過去形か分からなかったのですが。学区はなくなったのですか、それともこれからなくすのですか。

事務局（安 学区をなくすかどうかにつきましては、回答としてはもらえなかったというか、
藤課長補佐 出ておりません。ただ、小・中学校の学区等審議会で学校の統廃合に併せて学区等
兼係長） も併せて検討する機関として、第三者機関を持っております。学区を柔軟にすること
については、こちらの所管になるという回答はいただいております。

石上会長 ありがとうございます。

我々ができることは、こちらの数字をいじったりということではなくて、これに
対して、市長あるいは教育長に対してご意見を申し上げるということでございます。
そのため繰り返しになりますが、このゴールとしての14校7校について、これは
ちょっとおかしいということであれば、そこを申し上げ、あるいはそのゴールの
数字そのものは妥当だろう、しかしスピード感がいかにも遅いということであれば
その点は強調していくかもしれない。あるいはこの計画は妥当なんじゃないかと、
あるいは逆にそんなに急に減らしていいのかという意見ももしかするとあるかもしれ
ません。その辺、委員の皆様のお考えを頂戴できればと思いますので、どんな感じ
でございましょうか。

中山委員 私個人的には最終目標と数は、これくらいでいいと思います。あとはスピード感
と、モチベーションというか、これだけ長い期間にわたると、結局今日の委員会の
存在が薄れると思うのですね。だからそこが一番、着実に一步一步着実に進んでい
ってくればいいのですけども。もう遙か昔の会議で終わっちゃって、進まないとな
ると。

石上会長 というご意見がございますが、一つは数値目標としては妥当じゃないかというこ
とと、しかし、これをきちんと、進めていくためのプロセスについて、何らかの
かたちが必要ではないかという。

中山委員 結局、話は全く変わりますが、環境問題に京都議定書ができて、結局あれはなん
だったのっていうことですよ。それと同じで、モチベーションをちゃんと維持
しながら着実に遂行していかなくてはならないが、期間が経てば経つほど、この場
での会議の意見は薄れていってしまうので、そこだけが心配かなという。そういった
意味で、スピードアップをちょっと図っていただくといいかなという。

石上会長 今頂戴したご意見は学校問題だけではなく、本委員会で扱っている全体に関わる
ところだと思いますので、そこはそこで大切だと思いますが、学校のアセットマネ
ジメントにつきましてはいかがでしょうか。

この教育委員会で立てられている目標値、あるいはぼんやりとしているわけ
ですが、スピード感ですね、この辺はそれなりに妥当ということですが、しっかりと、
計画に則ってやってください、ということで皆様方よろしいでしょうか、スピード
感なり目標値について。

増渕委員 改めて確認すると、この第4期は2055年ですけれども、学校関係の第4期まで、市全体のアセットとしては第4期まで計画するのは分かるが、学校関係も第4期までかけていいのかな、気になります。

石上会長 しかしそこは全体の中での、学校は一応、市長部局とは独立した教育委員会組織がございしますが、すべて統括してこちらで対象としているということですので、何期の設定というのは一緒でよろしいのかな、とは思いますが。だから最終ゴールが14校で、それはもう第3期の期間内には終わらせたいというのがおそらく教育委員会のプランでしょうか。2047年までには小学校は終了という計画だということですね。

それでは特にご意見がないようでしたら、数字として、この小中学校の統廃合計画については、第3期までに小学校を14校にする。中学校を7校にするということについては、いかかでしょう。で、1期2期3期順次進めていくことについても、問題はないでしょうか。その代わりしっかりやってください、というようなところでまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

鈴木副会長 第4期までという非常に長い時間なので、今仮にそれでいいのと言っても、5年ごとに見直すってというようなことはあるのですか。

事務局（安藤課長補佐兼係長） 個別施設計画の見直しに関しては、第1期計画で概ね10年、令和11年度までで10年弱のスパンできていますので、大きくやはり10年に1回は見直しが必要とっております。また、今、副会長がおっしゃいましたように、学校については、例えば今、既存で進んでおります小中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針そのものを、例えばもう少し突っ込んだかたちで見直していただくということをされるのであれば、それに合わせて計画の変更をかけなければいけないとは思いますが。

石上会長 ですので、一旦立てた計画を、そのまま1ミリたりとも変えないということではもちろんなく、これは小・中学校だけではなく、他についても、定期的に社会情勢の変化に応じて見直しをしていくことになるだろうかと思います。

増渕委員 仮にこういう計画になった時に、この計画というのは総合振興計画との整合性は確保されるのでしょうか。

事務局（安藤課長補佐兼係長） 当然、市の計画として一体的なものでございますので、市の最上位計画としては総合振興計画がございすけれども、こちらの個別施設計画についても整合性を合わせるかたちになります。また、この計画がアセットに関しての総合計画という部分もございすので、総合振興計画との一体感は必ず出して作成して参りたいと考えております。

石上会長 ですので、市の中でのいろいろな計画で、全然違うということはありません、整

合性はきちんと、と。では、学校関係は以上のようなかたちで参りますのでよろしくお願ひいたします。

その他の市営住宅の計画の前倒しですとか、あるいは理科大の譲渡について、ご意見がございましたら、その辺りについてもよろしいでしょうか。

(意見なし)

石上会長

ありがとうございます。

それでは、議題(1)は以上とさせていただきます、この内容でご承認をいただいたというかたちで。ただし意見をどうするかといのは、また後でご議論いただき、取りまとめさせていただきますと思います。

では続きまして(2)の「公共施設個別施設計画の素案について」事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局(安藤課長補佐兼係長)

資料2「久喜市公共施設個別施設計画構成案」でございます。

本日は構成案のみのお示しになりまして大変申し訳なく思います。今、更新費用の算定等を進めているところでございまして、作成出来次第、皆様にお示しさせていただきたいと思っております。先に構成の説明をさせていただきます。こちらについては現在の案でございますが、第1章は計画の背景・位置づけでございます。本市におけるアセットマネジメント(個別施設計画)について、ということでございます。第2章につきましては、適正化に向けた現状整理ということで、これまで第1回、第2回の検討委員会でご説明させていただいた内容ですね、本市の置かれた状況等の整理が第2章となっております。この中に「2.2個別施設の状況等」とありますが、こちらでは老朽化状態について劣化状況調査の結果等を踏まえて記載をしております。また、第3章では市民意向や周知ということで、これまでしてきた市民参加等、当該検討委員会についても市民参加の一環となりますが、ご説明をしたいと思っております。

また、第4章以降については適正化に向けた実際の方針でございまして、いわゆる適正化に向けての考え方ですね、検討委員会でもご説明させていただいた流れでございますけれども、4.4のあるべき値の考え方、また、それに向けた長寿命化等の考え方、そちらについて進めていきたいと考えております。

また、第5章につきましては、施設分類別の適正配置計画ですので、本日修正版を配布させていただきました資料1の内容を施設類型別に並べるようなかたちを考えております。

そして、今、細かく作成を詰めておりますのが第6章以降となります。こちらについてはいわゆるロードマップ上のものですね、どこをどう改修するか、どこをどう老朽化対策をしていくか、ということをご第6章、そして、第7章は全体の総量の削減量ですとか、将来更新費用の算定ですね、向こう35年間の費用計算が第7章ということになります。第8章では、計画の推進に向けての内部体制等の説明をさせていた

だきたい。こういった章立ての構成を考えております。

始めに戻らせていただきますと、国が求めている個別施設計画というのは、主要6項目の内容がございます。一応網羅されているかということもあるかと思っておりますので申し上げますと、1.5が該当しますが、対象施設を書かなければならない、というのが一点。そして1.3に書いてありますが、計画期間を書かなければいけないとなっております。また、3つ目に、対策の優先順位と考え方というのを書かなければいけない項目としてありますが、こちらについては第4章以降でまとめているようなかたちです。本市の場合、他市とかなり違うところは、合併でそもそも量が溢れているような状態ですので、まずはお話しした通り、量を適正化するというのが一つ。そして続いて、それでも残る施設については、質をしっかりと保っていくというような二段建てになると考えております。それが対策の優先順位の考え方ということで記載をしていく予定です。また、4項目目としましては、2.2にあります個別施設の状況等でございます。こちらはいわゆる老朽化度の判定評価です。そして5つ目の項目は、対策内容と実施時期となります。第4章以降、特に第5章では適正配置、そして第6章ではどの順番で直していくか、第6章、第7章あたりで記載の方が達成されます。

そして最後、対策費用でございますけれども、7.2将来更新費用の算定は、6つ目の項目である対策費用に該当しますので、国が求める6項目をこちらの章立てで盛り込んでいくと、順番が前後しているのは、説明のしやすさ等を踏まえて構成を考えさせていただいているというところなんです。

前回までの議論については、今回の今までの内容が第5章のところとさせていただきまして、第6章以降についてはこれまでの議論を踏まえまして算定を進めているところでございます。ボリュームがかなり多くなる見込みでございまして、できるだけ早期に皆様にご覧いただきたいと思っております。出来次第、郵便等でお送りさせていただきたいと思っておりますのでご協力いただければと思います。

会長からご説明がありましたが、これまでたくさんのご意見いただきました。主だったものを申し上げますと、個別施設計画を決めた後の公共交通の件ですとか、今日もご議論いただきました学校施設の関係の具体的な記載ですとか、学区の見直し、その辺りを議論の中で挙げられた課題についてどのように計画の答申等に反映させていくかということ、事務局としても検討していく必要があると思っておりますので、こちらについてはご議論いただければと思っております。

石上会長

ありがとうございました。

本日の段階では、方向性案、目次が大体できているかと思っておりますが、多分、第6章、第7章くらいが大変だと思いますが、出来上がり次第、郵送で送らせていただくということでございます。中身については、大体ご議論いただいた通りのものにして、この委員会としてはですね、いろいろと貴重な多様なご意見を頂戴しております。せっかくいただいた意見ですので、それを方針の中で何らかのかたちで盛り込んでいきたいと考えております。特に、遠くなる場合にバスをどうするのか、とかですね、あるいは学校の問題とか、非常に熱心にご議論いただきましたので、せ

っかくですから何らかのかたちで、反映をさせていただきたいと考えておりますが、さてその反映の仕方について、どんなやり方があるのか事務局からご教授いただければと思います。

事務局（安藤 兼係長） 方法としましては、市長にこちらで計画案として承認しますということで通常は答申をいただくこととなりますが、答申をお伝えする際に答申書に附帯事項として記載していただくようなかたちが一つの方法です。また、計画の本編の中に盛り込む方法もあると考えております。計画に入れる場合には、例えば、先ほど申し上げました第8章で計画の推進についてというところがございます。ここは8.1ということで計画の推進体制、こちらは行政内部の議論ですが、8.3の後に例えば、計画推進にあたっての留意事項のようなかたちで項目を追加して記載するかたちも方法として考えられると思います。

石上会長 ありがとうございます。

2つのパターンということですね。基本的には最初に説明していただいたように、この方針案の表書きのところに検討委員会としてこれでいいと思います、ただし、こういうことに注意してください、附帯決議ですね、そういうかたちで書くというのがよくあるパターンです。が、もっと突っ込んだやり方として、後の方で説明していただいたように、この計画案そのものの最後のところに、こういうことに注意する、と本文に載せてしまう手もあるということです。おそらくそちらの方が、意思の表示の仕方としては強いということになる。今二通りのかたちをお示しいただきましたので、どちらにするかということだと思いますので、その辺りの具体的な中身も含めて、ぜひご議論いただければと思いますので、ご意見ありましたらよろしく願います。

川島委員 附帯事項として、ぜひ取り上げていただきたいことがございます。183の対象施設の中でも学校は70パーセントぐらいですかね、これに次ぐ規模だと思っておりますが、今回従前のコミュセンと公民館を集約するという案が出ています。これは部局が違うもの同士を一緒するというので、大変大胆な集約の仕方だと思います。ただし、これはソフト面でいろいろ苦勞する問題がたくさんある。両部署を一緒にするということは、まず、建築面積が相当減るということで、それから費用も相当減るということ。今附帯事項として申し上げたいことは、その運用につきまして、ぜひ市民の皆様を充ててもらいたい、ということです。ご存知のように、生涯学習系につきましては、社会教育委員、生涯学習推進部委員、生涯学習推進会議委員、それから公民館の委員もでございます。それに加えて一部コミュ協のメンバーの方もいらっしゃいます、こういう方を母体にした推進母体を作り、委ねるということにより、こういう施設が目標としている、市民による市民のための活動ということで、市民活動の活性化というのが究極の目的でなければと思いますが、おそらくこれによって相当活性化されるだろうと思います。それから費用面につきましても、従前相当数の職員が関わっているわけでございますが、ソフト面を市民に委ねることに

より相当人員を減少させることができると思います。人材の有効活用に繋がりますし、費用面につきましてもおそらく10分の1くらいになるのではと。ぜひこういう面を附帯事項に加えて検討していただきたいと思うわけです。

石上会長

ありがとうございました。

公民館とコミュセンが一体化する、その新しいコミュセンの運営には積極的な市民参加を、ということで、それは場合によっては経費的な面にも関わるわけですが、今まで行政がやってきたところを市民が肩代わりする、そういった効果も想定できるのではないかという貴重なご意見でございました。そういったご意見がございましたので、そういったことを何らかのかたちで盛り込むことに、特に支障はないと思いますが、一応念のため確認して特に支障なければ、そんなにご異存もない話だと思いますので、皆さんの了解が得られれば。

増淵委員

今の川島さんの意見と同じものになるかと思いますが、今回やっているのは建物とかのハードの部分、そのハードの統廃合で今言ったように、組織あるいはシステムの関係が出てくるのか、特に今のお話の公民館は社会教育、コミュニティセンターにはコミュニティ協議会、そうすると市民部の管轄、それがどのように今言っている協議会と関わるのか分からないのですが、そういう問題がきっと細かく言っていくといろいろ出てくるのかな。そういう意味では、いろんな無駄な組織、あるいはシステムが事務レベルでもあるのではないかと。それがハードの方の統廃合で浮かび上がって、副次的に統廃合になって簡略化して、経費節減とかそういうのに繋がればいいなど。その辺の、建物だけあるいは土地だけで、公共施設のある意味ね、終わるのでなく、次のそういうソフト部分、あるいは組織、そういう部分まで考えているかどうかを聞きたい。

石上会長

施設の統廃合等によって、市役所の縦割りの緩和みたいなことは期待できるか、とこの辺りはいかがでしょうか。

事務局（安藤課長補佐兼係長）

アセットを契機としまして、いわゆるハード面の統合をするということは、プラスになるソフト面、マイナスになるソフト面いろいろと出てくるかと思いますが。今おっしゃられた中では、例えば市民部と教育部にまたがっているところを一つに、市民部の方に集めるかたちにはなりますけれども、ここです、必ず費用削減等に繋がるように、また、運営が円滑に移行できるようにというのは、今後アセットの内部の会議でしっかり議論していくということで内部では話をしているところでございます。それについてはしっかりと取り組んで参りたいと考えております。

折原委員

今のところでお伺いしますが、社会教育法に基づいて公民館が建てられており、それに則ったかたちの事業に限定されて行われているようなご説明を前回いただいたかと思うのですが、それを、商売もできるようなフィルターも、バケツがタダでもらえると思っていくと高いものを買わされるようなかわしいセミナー

なんかをやられたら大変なことになっちゃうと思うのですけれども。そういったフィルターを気を付けていかなければと感じた中で、市民部に教育部生涯学習課がやっている公民館事業が集約されることについて、ここに出てくる前の会議ではスムーズにいつているのかどうか。合意形成された上での廃止・転用であるとか、もう一度、教えてください。

事務局（安藤課長補佐兼係長） 公民館という機能ではなくてコミュセンという建物にするということについては、内部決定されております。また、もう一点申し上げますと、公民館を廃止すると言っても、前回は議論になりましたが、公民館の事業そのものを廃止するという考え方ではなく、公民館事業をコミュセンの中でやっていくような運営を考えていますので、公民館担当の社会教育担当職員が、コミュセンの方に行って、公民館事業に該当するものを展開していくかたちになりますので、公民館事業そのものを全くやめてしまうということではないということをご理解いただければと思います。

折原委員 ダイナミックに2つだったのが1つで済むという話の、大ざっぱな大胆な編集をするということではないと理解いたしました。

川島委員 市民部が担当するという話でしたが、2018年12月21日の中央教育審議会の答申の中で、一緒にやるということに関しましては、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に可とすべきである、という表現がありますね。それから、条例は当然定めを変えるわけですが、教育委員会の意見を聞くことと条例を定める際に、これは当然そうだと思いますが、教育委員会側の意見も十分に聞くようにするという内容の教育審議会の答申を見つけたので、市民部という話もしましたので、そこも慎重に取り進めるべきかなと思います。

石上会長 ありがとうございます。
従来の公民館が果たしている機能について、23ページの公民館機能の廃止とか、これは公民館機能を廃止するのではたっけ。

鈴木副会長 公民館があまりにも貸館としての機能だけ、っていうとちょっと語弊がありますが、そういう傾向があるので、それは、何も公民館でなくてもいいのではないか、ということだと思いますが。

石上会長 今川島委員さんにご指摘いただいた社会教育施設としての機能は、これは実施されるということでしょうか。

事務局（安藤課長補佐兼係長） 確かに中央公民館は機能としては廃止になっていますが、ここの機能廃止については、中央公民館という建物の中には機能は持たないというかたちになります。ここで言う廃止というのは移転を含んでいるという考え方と捉えていただければいいのかなと思いますけども、市の公民館を運営する職員等の機能、職員も含めた運営

母体というのは教育委員会の事務局の中にあってもできるわけなので、別の事務所で公民館担当がいるということでの機能は移転になります。ただ、中央公民館という建物の中には、機能はないということになります。

鈴木副会長 運営については公民館の運営委員というのがありますよね。実質その公民館運営委員ってというのが今やっているっていうのはあれですけども、ですから、その公民館の職員と公民館運営委員、両方で同じことを一つのことをやっている。どっちかはいらないのではないかっていうのが私の意見です。

事務局（安藤課長補佐兼係長） おっしゃられるように、公民館には各運営委員さんがいらっしゃいます。公民館運営委員さんを、それぞれの公民館ごとに置くということで動いていると思いますが、その円滑な移行については、ソフト面ということでの弊害がないようなかたちで、教育部及び市民部とも協議することで進んでいくものと思っております。

増淵委員 公民館を、簡単に言うと、なくしてコミュセンにすると。ただし、この文章で見ると建物は除却するとなっていて、そこがちょっと飲み込めない。例えば23ページの中央公民館の場合、コミュセンに転用すると。コミュセンの方を見ると、第2期で建物を除却すると。この流れがね、言葉通りなのだろうけど、意味がよく分からない。なくなるということは、やっぱりコミュセンはなくなってしまうのだろうか。公民館が全然なくなってしまうのかどうか。建物も機能も。

事務局（安藤課長補佐兼係長） 補足させていただきます。例えばですが、16清久コミュニティセンター・西公民館というものがございます。これについては今、コミュニティセンターと西公民館という機能が合わさって同じ建物なのですが、一部廃止というのは公民館機能をなくして単純なコミュセンになるということで、下の転用9清久コミュニティセンターに移行するようなかたちになります。これは時系列で繋がって行って、清久コミュニティセンターは比較的新しい建物ですので、ずっとここをコミュニティセンターとして使っていきます。これに対して、13中央公民館につきましては、今お話しした通り2022年にコミュニティセンターに転用ということで下の転用5久喜中央コミュニティセンターに移行するというので、ここでコミュニティセンターへの移行は果たすと。そして第2期の後期ですが、ここで移転・除却となっていますのは、前回もご説明させていただいたところですが、コミュニティセンター機能については、左側のページにございます新8（新）久喜文化ホールというのが、第2期の前半に造る予定になります。そういったかたちで、中央コミュニティセンターについては、代替の場所を使っていただくようなかたちで、延床面積としても、老朽化度合としても、第2期までということにしまして、同じコミュニティセンターという機能は別のところで代替できるということでございます。これもお話ししましたが、久喜地区5施設、菖蒲地区2施設、栗橋地区2施設、鷲宮地区3施設程度の施設についてはコミュニティセンター機能を持つ施設として常備するという状況で計画化をしているところでございます。

増淵委員 要するに公民館をコミュセンに変えて、建物が新しければまだ使うが、古ければ除却ということですかね。そうすると、いわゆる川島委員がおっしゃっていた、公民館がコミュセンになる部分と今あるコミュセンとは別なんですね。例えば、20驚宮公民館はコミュセンになるが、23驚宮東コミュセンは別に公民館の部分は持たないし、子育てセンターとの複合化になるので、従来からの公民館についてだけが変わるってことなのか。

事務局（安藤課長補佐兼係長） 従来からの公民館がコミュセンに変わって、従来からコミュセンのものはコミュセンのままとなります。ただ、先ほど申し上げたように建物が古くなってきたりすると、代替の機能を確保して除却というのは当然あります。

石上会長 なかなか複雑でございまして。

川島委員 新しいコミュセンに関する条例というのは、一本じゃないですか。今のよう、生涯学習機能を持たないコミュセンと持つコミュセンと複数ありますよ、ということではないと思いますが、その辺はどうなのですか。

事務局（安藤課長補佐兼係長） そこは当然コミュセン機能ということで、例規の整備は市が行うことですので、きっちりと条例等の改正はさせていただかたちになります。

石上会長 コミュセンとはこういうものだという定義は、新しい条例ですか、今もうすでにしているのでしょうか。

事務局（安藤課長補佐兼係長） 現行でコミュニティセンターの部分はございますので、それと公民館から移ってくるところと合わせて、例規を再編と言ったらなんですが、しっかりと見直しをかけていかなければいけないということです。

川島委員 私が提案したのはその先の問題で、ハード面とか事務所の管理とか、市民サービスにつきましては従来通り市が担う。ソフト面についてのみ市民参加をお考えになったらどうかの提案です。

石上会長 ソフト面というのは運営という理解でよろしいでしょうか。コミュニティセンターの運営について、市民からの積極的な参画を受け付けると。

川島委員 市民が譲り受けて移譲されて運用するということですね。

石上会長 運営方針の決定に参加するだけでなく、実際の運営にも直接関わると。というようなイメージですかね。

川島委員 我が久喜市には関係する団体がたくさんございますしね。教育関係でも4団体ございますし。それからコミュ協の組織がございますから、両方合わせてソフト面の運用をお任せしたらどうかという意見でございます。

石上会長 ではそういった、ただいま頂戴したご意見も含めまして、この計画案に対して私ども委員会としての意見を付すということですが、改めてですが、かたちとして二つのやり方があるということです。一つは、計画書本体があって、そこに多分1枚紙を載せて、委員会としては了承します、ただしここに注意してください、ということが多分1枚紙ぐらいのかたちでお伝えするというやり方か、それとも、この答申書計画書そのものに、目次で言うとおそらく第8章の8.4に留意事項のような項目を作ってもらって、本文の方に、こういうことに注意してください、というものを盛り込む。2つやり方があるでしょうということでしたが、どちらがよろしいでしょうか。本文に入れた方が、強い感じはあるかなということですが、よくあるパターンは、附帯決議として、別紙にここ頑張ってください、との点を加えると。どちらでもよいのでしょうか。

事務局（安藤課長補佐兼係長） 一点だけ補足させていただくなら、計画内に入れる場合は、市として作成する計画になりますので例えば公共交通を表裏一体で検討していきますという、市が主体的な書き方をさせていただくことになるかと思えます。検討委員会で意見が出たのでこう書きます、という書き方はできないのかなというのは、ちょっと思えます。

石上会長 そうですね、書き方としては、我々がいろいろ意見を言ったので、それを受けて市としてこういう点を注意しながらやっていきますという体裁になります。ですので、我々が言っても、市として最終的にちょっとそれは書きづらいですということと削除されてしまう可能性はあります。ただし紙1枚の場合は、そこに我々の名前で市長に対して出すことになりますので、そういう心配はない。でもちょっとインパクトは劣りますが。悩ましいところでございます。

鈴木副会長 一応これは公式の市民参加なので、それに対する答申書というかたちで、1枚の紙だとは思いますが、それを計画書に綴じ込んでくれるとのことですか。

事務局（安藤課長補佐兼係長） それはもちろん。答申書に別紙をつけ、別紙のことについて留意、というかたちで盛り込むことを見込んでいます。

事務局（小林部長） そうではなく、製本の段階で一緒に綴じ込まれるのか、との趣旨の質問ですね。

事務局（安藤課長補佐兼係長） 諮問への答申として入ってくれば紙でも計画書に添付させていただきます。

増渕委員	私、公民館を使ったことないので、入ったことはあるが自分で申し込んだことはないのですけれども、現在は社会教育法かなにかの関係で利用者が限定されていると。しかし、コミュセンになると一般企業が社員研修とか何かに使うということになってくると、従来コミュセンを利用していた団体はなかなか取れなくなってくるのかな。
事務局（安藤課長補佐兼係長）	従来公民館を使っていた方が、予約を取りづらい状況になるかもしれないということですか。
増渕委員	従来公民館を使っていた方から見た場合に、私はコミュセンしか使っていないのですけれども、コミュセンは一般の会社も研修などによく使っているのですよね。
鈴木副会長	公民館も使っていますよ。ただし有料ですね。
増渕委員	失礼しました。分からなかった。
石上会長	利用実態としてはそんなに変わらない。 意見の反映のかたちを一応お決めいただけると助かりますが、その紙1枚を附帯意見として提出する方法か、それとも計画書そのものに含めるやり方か、それぞれのイメージは、先ほどお話ししていると思いますが、どちらがよろしいでしょうか。
増渕委員	答申書に続きで載せた方が、分かりやすい感じがします。
石上会長	というご意見でございますが、いかがでしょうか。そちらでよろしいですか。 今まで我々がここでいろいろ言った意見をおそらく事務局でまとめてくれて、さらにその上で市として出す文書として可能か否かを事務局で検討されます。場合によっては、我々が言ってきたことがちょっとトーンが落ちて、あるいは抜けていたりすることがあるかもしれませんが、でも、ここに載った意見をしっかり受けとめ、間違いなくやってくれる、というような受けとめになるかと思しますので、その辺りもお含みおきの上、計画の本文に載せるスタイルを我々の意見としたいと思えます。
事務局（小林部長）	資料編として答申をいただいたものが、製本の段階で掲載されるということですよ。
増渕委員	そうですね。私がいいかもというのは計画書の最後に綴じ込んでもらう。
事務局（小林部長）	資料というところ、ここに諮問書と答申書の写しが製本の段階で綴じられる。

増渚委員　　こういう計画に対してこういう意見が出ました、というものはずっと残るから。

石上会長　　では、最初の説明で言うと、別紙方式ということですね。

事務局（小林部長）　別紙方式だけどそれが計画の製本段階でどうかという話。

増渚委員　　答申書は資料編の中に入る、とおっしゃいましたよね。

鈴木副会長　答申書で出すんですよ。で、出したものがそこへ綴じられる、印刷される、ということですよ。

増渚委員　　それがこの資料編の中に入る。

鈴木副会長　いや、資料編かどうかは分からない。

石上会長　　資料編になります。

鈴木副会長　資料編でもいいのでは。
議員の報酬でね、審議会で附帯条件をつけたのですよ。議員の報酬を上げるなら人数を減らしてください、減らさないのなら報酬を上げないでください、と。それを今言うとな、どこに書いてあるだろうと。ないのですよ。別になってしまっているの。やった当時の人は知っているが。本体に綴じ込んであるとすぐに分かるからいい。

川島委員　　附帯事項でいいのではないのでしょうか。

増渚委員　　ただ、最終的には、公になるものは資料編に添付される。

石上会長　　どちらにしても正式な文書としてももちろん残ります。残し方として、第一案は、この施設計画そのものの中には入りませんので、それに対する我々の意見として、これは大変よくできた計画でございます、ただしここにはぜひご留意ください、とかたちでご意見を申し上げるという。もちろん、その文章は資料編かどこかに載せてください、ということですね。これが一つのやり方。もう一つのやり方は、多分第8章の最後のところに、計画そのものに、市長がこういうことに注意しながらやりますよ、という体裁で入れ込んでいただくということです。ですから、あくまで市長がやりますよ、ということなので、我々の意見をそれなりに反映したかたちにはして下さると思いますが、我々がこういっているということではなくて、我々の意見も踏まえて市長が、この計画そのものには書いてないけれども、こういう意見があったので注意してやっていきます、とかたちで、多分8.4辺りに含まれるというのが第二のパターンということです。似たような感じですが少し違いま

すのでどちらの方がいいかなど。これはもう皆さん方に決めさせていただけると思いますので、増渕委員さんのご意見は二番目になるわけですね。副会長さんの意見は一番目の案ということですが、困りましたね。

どちらでも言うことはそんなに変わらないのですけれども。

増渕委員

違いがよく分からなかったです。

標題は答申書となって、末尾に附帯条件というか要望というものが付いているのではないのですか。

石上会長

もちろん付きます。それが一のパターンですが。

増渕委員

私の意見としては、それでいいと思いますが。

石上会長

それでいいのですか。

増渕委員

ええ。答申書が今度は資料編に付くのですよね。

石上会長

副会長さんのパターンでいくと8.4はないです。8.3までです。資料編として、委員会からこういう答申を受けました、という資料が最後にくるといふかたちになる。それでいくか、8.4に我々の意見ということでは必ずしも明示されませんが、市長がこういうことに注意しながらやっていきますよ、といふかたちで入るか、どちらでもかまいませんが。一般的には8.3までで終わりにして、附帯意見としていくつかご意見が別紙で載る、答申の時ですね、それが資料編の中に委員会の意見として載る、というやり方が一般的といえ一般的ですが、この計画そのものに取り込むという方法もあるということですので、どちらにしましょうか。

川島委員

私が申し上げたのは、計画の内容ではなく、計画通りに事業を行う場合に備えて、運用についてこうされたらどうかという提案なのですね。ですから、私はこの問題については附帯でいいのではないかと思います。

石上会長

1枚、委員会の名前で、市長宛てで計画の推進に努めてください、ただし、但し書きのようなかたちでご意見を申し上げるというスタイルでよろしいでしょうか。特にご異存がなければそのようなかたちで。そこに何を書くかは今までの議論を事務局でまとめていただいた上で、それを次回の会議の時にお示しして、若干手直しをしたいということをお願いしたいと思います。

中山委員

次回の時に、この第7章と第8章の部分は一番大事だと思うので、次回検討してこちらでまとめることでいいですか。

石上会長

もちろん、この計画案の本文が事前に皆様方に郵送で配られます。

中山委員 これ次回までに配っていただけるとのこと。

石上会長 それをお目通しいたいて、それを見ていただいた上で、またご意見があれば、それはまたお寄せいただいて、そちらの附帯に反映ということも当然させていただきます。

中山委員 第5回の部分で効果検証の部分が出てくるので、次の会に。次の議題というか、次の内容、ここの部分が前後しているなど思ったので、前後するのはいいんですけど。第7章と第8章の部分ですかね、これだけ壮大な計画なので、まさに、これからが一番大事だと思うのですよね。なので、第7章と第8章の部分の本文がだんだん先細りにならないようにしていただきたいなという。

事務局（安藤課長補佐兼係長） おっしゃる通りで、今回お示しできなかったのは大変申し訳ありません。先ほど申し上げましたが、一連の計画としてでき上がりましたら、事前にご確認いただけるように郵送させていただきます。また併せて、第5回でその内容も踏まえてのご検討いただいて、今回作れる案というのはあくまで今回までの案しか作れませんので、第5回でいただいたご議論についてはさらに付け加えるものがあるかどうかを決めまして、委員さんの意見を反映したいと考えております。

石上会長 今後の流れとしては、計画の案が皆様に送られますが、それがいつぐらいになりそうでしょうか。

事務局（安藤課長補佐兼係長） 一応年内くらいにと思っておりますが、すみません、前後するかもしれません。

石上会長 目安年内ぐらいにということですので、お正月にお目を通していただいて、年明けに第5回目をやります。そこで、計画の第7章、第8章を読んでいただいて、そこでいろいろご意見も出るでしょうから、それも含めて先ほどの附帯というかたちです。その附帯について、我々の意見のまとめは、そうですね、それでいろいろな形でフィードバックをさせていただきながら最終確認をさせていただくと。

では意見の反映の仕方については、今ほど申し上げましたように、答申書の中にこの辺注意してください、というようなかたちで協議をするというスタイルにさせていただきます。

その他、構成案についてのご意見の比較をしたいというところはありますか。

折原委員 ちょっと戻って申し訳ないのですが、学校教育施設のところでですね、義務教育学校に挑戦するのが1つあるという中で、その目的を明らかにして、そういう成果を目指して向かっていって、他の学校も、義務教育学校を、久喜にある学校は進めていくのだということになれば、スピード感を持った統廃合がさらに加速す

ると思いますので、義務教育学校にする目的を、子ども達に対するこういう成果があるということを明らかにしてもらって、ここから始めますという、他の学校はこうしていきます、ということをおの中に反映していただきたいと思います。

石上会長 小中合わせた義務教育学校は1つだけではなくて、もっと検討したらどうだろうか、というご意見でしょうか。

折原委員 なぜ義務教育学校はそもそも1つだけ、ということをお公開していただいて、そういう成果が、そういう目標があるのだという理解を共有してもらった方がいい。

石上会長 では教育委員会に義務教育学校を設立する狙いですとかを改めてご確認いただいて、そのご回答も計画と一緒に送らせていただくと。それを踏まえて次の会議でご議論いただくとのことによろしいでしょうか。その他にはございますか。

(意見なし)

石上会長 ありがとうございます。
では(1)と(2)の議題は以上です。事務局におかれては、議事の議題の内容を踏まえて計画の作成をお願いいたします。
次に(3)その他でありますが、事務局からお願いします。

事務局(安藤課長補佐兼係長) それでは、今後の予定等につきましてご説明申し上げます。
まず、会議録の関係ですが、会長一任で確定とさせていただきたいと存じます。
次に、次回の委員会の開催予定でございます。事務局案として大変恐縮なのですが、計画の詳細を詰めてご提示させていただきたいということで、新年明けまして、1月15日(金)午後2時からを考えております。場所については本庁舎の会議室ということでお願いいたします。後日、委員会の開催通知をお知らせさせていただきたいと存じます。会議の内容でございますけれども、本日ご審議いただいた内容を踏まえまして、パブリックコメントですね、こちらに向かう個別施設計画案についてのご検討をお願いしたいと考えております。

石上会長 ありがとうございます。
先ほど申し上げましたように、計画案が整い次第ご報告いただくと。先ほど正月と申しましたが、それには間に合わない可能性もありますので、すみません。なるべく早めにとということですが、次回の会議そのものは、1月15日金曜日の午後2時を予定させていただいておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

石上会長 では、その会議で計画案をご審議いただいて、それを踏まえてパブリックコメントに

付す、市民の皆さま方の活発なご意見をお伺いするという段取りになります。

今後の予定等について何かございますか。

それではないようでしたら以上で本日の議題は終了させていただきます。ありがとうございました。

(なし)

石上会長 それではないようでしたら以上で本日の議題は終了させていただきます。ありがとうございました。

3 閉会

司会（野川 石上会長、ありがとうございました。
課長） それでは閉会にあたりまして、鈴木副会長にごあいさつをお願いしたいと思います。

鈴木副会長 はい。前回に続いて非常に内容の濃いお話というか検討でした。非常に興味が皆さんおありと見えて、ご意見が多かったなと感じます。そうは言ってももう素案の話がありまして、だんだんこう終局に近づいてきつつあるな、佳境に入ったら終局になるのかなと、そんな感じがいたします。いずれにしても皆さん、これから寒い折りに向かいますが、新年に皆さんとまた元気にお会いしたいと思いますので、充分ご自愛いただきたいと思います。
今日はどうもありがとうございました。

司会（野川 鈴木副会長、ありがとうございました。
課長） また、委員の皆様におかれましても大変長い時間お疲れ様でございました。本日はありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和2年12月23日

会 長 石上 泰州